

住民監査請求に係る監査の結果について

第1 監査の請求

1 請求の受付

平成26年9月12日に、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく兵庫県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、A外3名から提出された。

2 請求の概要

請求書及び請求書に添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨を、おおむね次のとおり解した。

なお、各請求事項の違法又は不当とする理由については、監査対象事項としたもののみ、後述の第3の3に記載のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 下記の兵庫県議会の議員6名及び元議員2名が政務活動費（平成24年度までは政務調査費）を充当した各支出は、「政務活動費の手引（平成23年度及び平成24年度は「政務調査費の手引）」や判例等に照らし違法又は不当であるので、全額返還させること。

(イ) 加茂忍議員

- a 平成25年度の九州（熊本市、長崎市等）訪問に係る支出
- b 平成24年度のインドネシア訪問に係る支出（絵画購入費を含む。）
- c 平成25年度の人件費に係る支出

(ロ) 岩谷英雄議員

- a 平成23年度のデータ整理業務に係る支出
- b 平成23年度から平成25年度の茶菓購入に係る支出
- c 平成24年度及び平成25年度に購入した切手に係る支出
- d 平成25年度の人件費に係る支出

(ハ) 梶谷忠修議員

- a 平成23年度、平成24年度及び平成25年度に購入した切手に係る支出
- b 平成25年度の講演会に係る支出
- c 平成25年度の人件費に係る支出

(ニ) 原吉三議員

- a 平成24年度及び平成25年度に購入した切手に係る支出

(ホ) 水田裕一郎議員

- a 平成25年度に購入した切手に係る支出

(ヘ) 釜谷研造議員

- a 平成24年度及び平成25年度に購入した切手に係る支出

(ニ) 三戸政和元議員

- a 平成25年度に支払った車両リース代、広報紙印刷代等及び事務機器利用費に係る支出
- b 平成25年度に支払った宿泊代に係る支出

(ヒ) 栗原一元議員

- a 平成23年度及び平成24年度に支払った切手等郵送料に係る支出

イ 政務活動費の透明性を確保するために、議会のホームページ上に、収支報告書、全ての領収書及び会計帳簿を公開させること。

ウ 政務活動の質の向上を図るために、全ての政務活動について活動報告書及び視察報告書の作成、提出を義務づけること。

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 監査執行上の辞退

議会選出の黒田一美委員と藤田孝夫委員から、本件措置請求は議会制度に関わるものであり公正な監査を期するため、本件措置請求の監査の執行を辞退する旨の申出があり、両委員は、監査を執行していない。

4 請求の受理

本件措置請求について、自治法第242条所定の要件を具備していると認め、平成26年9月12日（請求書提出日）付けで受理した。

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述等

平成26年10月3日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ(自治法第242条第6項)、請求人からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

(1) 加茂忍議員

宿泊代の領収書に1名様というただし書があるが、我々がホテルに確認したところ料金はツインかダブルの値段であるとのことであった。加茂忍議員は夫婦で旅行をしているので、1名様という領収書の記載は事実と反している。加茂忍議員の妻の宿泊料は過大な支出である。

(2) 岩谷英雄議員

データ整理業務の作業代を支払った際の領収書で、日付を変えて領収書の使い回しを行い、正しい領収書を添付していない。また、フローリッシュいわさき(株)の22枚約43万円分の茶菓の領収書は、全て岩谷英雄議員の事務員が宛先と日付と金額を記入しており、これらは領収書の性格を逸脱している。これについて、岩谷英雄議員は、何月何日に何名分単価いくらで茶菓を購入して、その金額に間違いがないと説明する必要がある。

(3) 梶谷忠修議員

大量の切手購入を毎年行っており、また、平成25年度に別納郵便を切手で払った場合の金額が、10万円と15万5,000円で計25万5,000円であるが、そのうち5万5,000円分の切手購入が見当たらず、前年度からの繰越分で払ったのであれば問題である。

(4) 原吉三議員

毎年160万円とか164万円の大量の切手を購入している。原吉三議員は、切手を貼るのは日本の文化で、家族の手も借りながら全て切手を貼っていたとのことだが、今年の8月28日に送付した郵便物は同議員の後援会の名称で料金別納で発送されており、発言と食い違っている。

(5) 水田裕一郎議員

230万円もの切手を水田裕一郎議員が社長を務める飾磨海運(株)で購入しており、極めて問題である。テレビ報道では、2013年度分で70万円分ほどの切手の残りが発生しているとされているが、2011年度から2013年度の各年度に同じ程度の県政報告の発行であれば、各年度160万円の送料がかかったとして、単純計算で2011年度に80万円、2012年度に120万円分の切手が余り、2013年度の70万円と合計すると270万円分の切手が同議員の手元に残っている。これは、収支報告書に県政報告紙郵送に伴う切手代と書かれており、全部使ったと虚偽の報告をしていることになるし、切手の残りを返していないのは公金の横領に当たることになる。

(6) 釜谷研造議員

チケットショップで販売していない切手の金額が領収書のただし書に記載されている。釜谷研造議員は、テレビや新聞の報道で、購入した切手は30円、50円、80円で、店側に200円になるよう任せていると述べているが、店側に確認をすると、30円、50円、80円の切手を適当に200円になるような形での販売はしていないとのことであった。

(7) 三戸政和元議員

県政報告書印刷代等の内容でエーピープランニングという名称の印刷会社から216万9,800円の領収書が発行されている。同社の住所を現地確認したところ、所在地は単なる住宅で印刷機械等はなく、同社の代表者に連絡をしたが返事がない。また、三戸政和元議員が支払った車両リース代は、1台1月9万円と極めて高く問題がある。その他、平成25年7月から平成26年3月まで29回も神戸市内で宿泊をしているが、三戸政和元議員は、いろいろな人に会っていたと言うだけで、その内容について明確な説明がない。

(8) 栗原一元議員

平成23年度の郵便切手及び印紙売渡証明書では、葉書50円×40枚=2,000円であるものに書き足して、50円×2400枚=12万円にしたのではないか。また、郵便局の領収書と政務調査費で雇用した専任アルバイトの領収書の筆跡が全て同じであるし、政治資金報告書の責任者の筆跡も全て同じである。栗原一元議員の選挙活動等を統括している者が全ての領収書に宛名を書いたのではないかと思われる。

(9) 政務活動費及び政務調査費の手引は議会内部のルールであって、県民意識とのズレが甚だしい。政務活動費や政務調査費は公費ということを議員は理解していない。監査結果の中に少しは県民の思いが組み入れられるのではと思住民監査請求をしているので、適切に考慮していただきたい。

2 執行機関の陳述の要旨

平成26年10月3日に執行機関の陳述（自治法第242条第7項）を実施したところ、議会事務局から、執行機関の陳述の延期についての申し出があったため、監査委員の合議により、執行機関の陳述の実施を延期することとし、同月23日に執行機関の陳述を実施した。

同日、議会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 政務活動費（政務調査費）の制度について

ア 条例及び手引の定め

政務活動費（政務調査費）は、平成12年の自治法改正により制度化されたもので、その内容は、地域の実情や各議会の状況に応じて各地方公共団体が決定できるよう、条例により、交付の対象、交付額及び交付の方法並びに充てることができる経費の範囲（平成24年の自治法改正により追加）を定めることとされている。

さらに県議会では、この条例で定める事項に係る一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして「政務活動費の手引」（平成23年度及び平成24年度は「政務調査費の手引」。以下「手引」という。）を定め、政務活動費（政務調査費）の交付に係る詳細な手続のほか、経費の計上に当たっての留意事項、運用指針を規定し、各党派及び各議員に示している。

イ 条例及び手引の適用

個々の議員が議員活動の手段方法及び内容の選択に当たって、いかなる手段方法によりいかなる活動を行うかは、議員の裁量的判断に委ねられていると解され、議員活動に係る個々の支出が、条例で定める事項とその具体的なマニュアルである手引に照らし、必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となる。

手引では、共通の留意事項として、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動等を充実に適しない経費として具体的に示すとともに、政務活動がこれらの活動と重複する場合には、党派又は議員の責任により判断した上で、所要額のみを計上するよう規定している。

(2) 議員又は元議員から返還のあったものについて

（執行機関の陳述時点において、今後返還予定のものとして陳述があったものについては、返還が確定した金額で記載している。）

ア 加茂忍議員は、政務活動として行った視察について訪問先の施設関係者等からの説明聴取等を実施しておらず十分な政務調査として県民の理解を得られないものなど、本件住民監査請求の請求事項に係る下記(ア)、(イ)及び(ウ)の返還額を含む100万2,937円を平成26年10月21日に返還し、同年11月6日遅延利息4万3,490円を納付した。

(ア) 平成26年3月12日から同月15日までの熊本市、長崎市等視察費用に充当した7万1,800円

(イ) 平成24年6月20日から同月23日までのインドネシア視察費用及び同地視察時の絵画購

入費用に充当した17万9,570円

(h) 平成24年度及び平成25年度に政務調査運転手に係る人件費に全額充当した36万5,000円について、当該運転手の支給額を政務活動以外の議員活動が含まれている場合の共通案分率50%に訂正した差額分18万2,500円

イ 岩谷英雄議員は、平成23年度から平成25年度までにフローリッシュいわさき(株)に支払った茶菓代を除く茶菓代に充当した58万5,475円を平成26年10月22日に返還し、同年11月4日遅延利息10万8,608円を納付した。

ウ 平成25年度に三戸政和元議員は、宿泊代として支出した20万5,601円について、政務活動以外の議員活動及び私的活動が混在する場合の共通案分率25%を適用した訂正を行い、25%を超えて充当していた差額分7万3,426円を平成26年10月27日に返還し、同年11月4日遅延利息1,498円を納付した。

(3) 請求内容について

ア 広報広聴費（広報費）

手引では、広報紙及び報告書の印刷代、送料等が内容として示され、例示の郵送料に切手の購入も充当が認められている。議員作成の活動報告書のほか、議会の広報紙や各会派の提言、県当局の施策に関する情報など各種資料の送付経費も充当対象としており、活動報告書等の内容、その作成及び送付の時期や方法等は、特に制限は設けていないが、政党や後援会活動といった支出に適しない活動に係る記事が掲載される場合には、掲載記事の面積割合に応じた案分によって所要額を充当できることとしている。

なお、発送用の切手の購入と使用が年度をまたぐ繰越に関しても、特定の年度に行われた活動について、住民に報告等をするのが翌年度以降に渡る場合もあるものと想定されることから、手引で特に制限する規定を設けていない（平成16年11月9日青森地方裁判所判決参照）。本県と財政規模等が類似している12都道府県を対象に、この10月に調査を行ったところ、11都道府県が、本県と同様に切手の繰越使用を認めている。

請求に係る各議員の県政報告書等送付に係る切手の購入及び使用については、いずれもその事実が確認できるので、その郵送に要する経費の充当は適正なものである。

イ 人件費

手引では、政務活動を補助する職員に係る給料、手当、賃金等が内容として示され、補助職員及び事務所連絡職員を例示して、政務活動（政務調査活動）を十全とするための補助職員の雇用が認められている。どのような業務を補助する職員を雇用するか、どのような職員をどのような条件で何人雇用するかなどは、議員の判断に任せることとしており、特に制限を設けていないが、政党や後援会活動といった支出に適しない活動に係る業務に従事する場合には、内容の割合に応じた案分によって所要額を充当できることとしている。

なお、親族雇用については、手引で制限を設けておらず、適正な勤務実態に対する適正な対価が支給されている限り問題がないところである。本県と財政規模等が類似している12都道府県を対象に、この10月に調査を行ったところ、8都道府県が、本県と同様に親族雇用を制限なく認めている。

請求に係る各議員の雇用する補助職員等は、政務活動（政務調査活動）に係る業務に従事し、雇用の事実も確認できるので、その雇用に要する経費の充当は適正なものである。

ウ その他の支出

政務活動費（政務調査費）の返還があった加茂忍議員を除き、いずれも手引にある政務活動費（政務調査費）を充当することが可能な経費について、それぞれ支出の実態があり、当該議員からの説明や同議員から提示を受けた資料等により確認できる。

加えて、岩谷英雄議員に係る請求内容には、領収書の作成に当たって偽造がなされ、違法な支出ではないかとの指摘があるが、これについて同議員の弁護士からの見解が別紙（※）のとおり示されており、議会事務局も領収書は有効なものと考えている。

また、三戸政和元議員の神戸での計29回の宿泊に関しては、同元議員から、幅広い分野での政治的活動、要請、陳情などが内容であったため、対象費目を要請陳情等活動費に修正するとともに、共通案分率25%を適用し、過充当となる差額分を返還したいとの申し出

があったので、収支報告書の訂正及び返納手続を行い、返納通知書を送付している。

エ 請求内容に対する見解

対象議員ごとに見解を整理し、別紙（※）に簡潔にとりまとめた。この見解は、議会事務局が対象議員から説明を受け、必要に応じて、議員が保管している資料等を提示してもらいまとめたものである。

※ 議会事務局が執行機関陳述で提出した別紙は、別紙として本監査結果に添付している。

第3 監査の対象

1 監査の対象とした事項

請求書及び事実証明書に基づき、請求事項の政務活動費の支出のうち、平成25年度に支出された次の事項を監査の対象事項とした。

- (1) 加茂忍議員の人件費に係る支出41件297万円のうち、政務活動費を充当した41件148万5,000円
- (2) 岩谷英雄議員の茶菓購入に係る支出11件19万3,040円のうち、政務活動費を充当した11件9万6,520円
- (3) 岩谷英雄議員の切手購入に係る支出2件142万5,000円のうち、政務活動費を充当した2件121万1,250円
- (4) 岩谷英雄議員の人件費に係る支出70件562万円のうち、政務活動費を充当した70件313万4,000円
- (5) 梶谷忠修議員の県政報告紙郵送料に係る支出6件103万5,502円の内訳としてなした切手購入に係る支出2件20万円のうち、政務活動費を充当した2件19万円
- (6) 梶谷忠修議員の人件費に係る支出12件203万円のうち、政務活動費を充当した12件101万5,000円
- (7) 梶谷忠修議員の講演会に係る支出2件20万6,490円のうち、政務活動費を充当した2件20万6,490円
- (8) 原吉三議員の切手購入に係る支出1件164万円のうち、政務活動費を充当した1件155万8,000円
- (9) 水田裕一郎議員の切手購入に係る支出10件230万円のうち、政務活動費を充当した10件230万円
- (10) 釜谷研造議員の切手購入に係る支出19件40万2,149円のうち、政務活動費を充当した19件36万5,179円
- (11) 三戸政和元議員の車両リース代（12件108万円）、広報紙印刷代等（4件216万9,800円）及び事務機器利用費（10件30万円）に係る支出のうち、政務活動費を充当した、車両リース代（12件54万円）、広報紙印刷代等（4件216万9,800円）及び事務機器利用費（10件15万円）
- (12) 三戸政和元議員の宿泊代に係る支出29件20万5,601円のうち、政務活動費を充当した29件5万1,374円

2 監査の対象としなかった事項及びその理由

(1) 監査の対象としなかった事項

ア 平成23年度及び平成24年度に支出された請求事項の政務活動費の支出

イ 平成25年度に支出された政務活動費に係る支出のうち、元金相当額の返還があり、遅延利息が納入されたもの

ウ 議会のホームページで、収支報告書、領収書及び会計帳簿を公開させること並びに活動報告書及び視察報告書の作成、提出を義務づけること。

(2) 監査の対象としなかった理由

ア 上記(1)アについて

- (7) 住民監査請求は、正当な理由がある場合を除き、財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないものとされている（自

治法第242条第2項)。

政務調査費の支出については、四半期ごとに、当該四半期に属する月分の政務調査費が交付され、交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに交付を受けた政務調査費の総額から政務調査費を充てるべき支出の総額を控除して残余がある場合の残余の額を議長に提出する収支報告書に記載して提出することとされている。このため、自治法第242条第2項に規定する「財務会計上の行為があった日又は終わった日」を本件請求に当てはめると、平成23年度及び平成24年度の政務調査費の支出のあった日は、それぞれ平成24年4月30日及び平成25年4月30日と解される。

- (4) 請求人は、支出があった日から1年以上経過していることの正当な理由として、当該収支報告書が違法又は不当な行為を秘匿してきたからであり、告発や報道で明らかになったことが端緒となっていると主張する。しかし、当該財務会計行為は秘密裡に行われたものではなく、告発やマスコミ報道が無くても、閲覧や公文書公開請求により、通常の注意力をもって、収支報告書の内容を知ることが可能であったので、請求人の主張は失当である。

イ 上記(1)イについて

住民監査請求により求めるものが「地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」(自治法第242条第1項)とされていることから、本件措置請求を受理した後、議員又は元議員から返還された次の支出については、既に必要な措置が講じられたこととなるため、監査の対象とすることはできない。

- (7) 加茂忍議員が平成26年10月21日に返還した政務活動費は次のとおりであり、下記a及びbの支出に係る遅延利息は同年11月6日に納入された。
- a 平成26年3月12日から同月15日までの熊本市、長崎市等視察に係る支出に充当した政務活動費7万1,800円を返還
 - b 政務調査運転手に対する人件費32万円の支出に充当した政務活動費について共通案分率である50%とする訂正を行ったことに伴う政務活動費16万円を返還
- (4) 岩谷英雄議員が平成26年10月22日に返還した政務活動費は茶菓代(フローリッシュいわさき(株)分に対する支出を除く。)に係る支出に充当した政務活動費19万2,534円の返還であり、当該返還による遅延利息は同年11月4日に納入された。
- (4) 三戸政和元議員が平成26年10月27日に返還した政務活動費は宿泊代について全額又は50%を充当としていたものを共通案分率である25%とする訂正を行ったことに伴う7万3,426円の支出の返還であり、当該返還による遅延利息は同年11月4日に納入された。

ウ 上記(1)ウについて

住民監査請求により監査を求めることができる財務会計行為等(公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。自治法第242条第1項)に当たるものとは認められない。

3 監査対象事項に係る違法又は不当とする理由

上記1の監査の対象とした事項について、請求人が違法又は不当とする理由は、次のとおりである。

(1) 共通事項

ア 切手購入に係る支出

請求人は、岩谷英雄議員、梶谷忠修議員、原吉三議員及び水田裕一郎議員の購入した切手が年度を越えて使用されている場合、購入した年度を越えて使用された切手に係る支出に充当された政務活動費は返還されなければならないと主張している。

イ 人件費に係る支出

請求人は、加茂忍議員、岩谷英雄議員及び梶谷忠修議員の人件費に係る支出が家族、親族に対するものである場合は、不適切な支出であると主張している。

(2) 個別事項

次表の左欄に掲げる監査対象事項に係る違法又は不当とする理由は右欄のとおりである。

ア 加茂忍議員

人件費に係る支出	<p>① 事務所連絡職員雇用費等と記載されている職員が、後援会又は選挙事務所の連絡職員であれば、違法又は不当であり、パート代及び政務調査運転手代としている支出は政務活動との関連が不明で支出の理由がない。</p> <p>② 政務調査補助員に対する支出は、振込書だけで、領収書がないため、支出した目的が不明で支出の理由がない。</p>
----------	---

イ 岩谷英雄議員

茶菓購入に係る支出	<p>① 白紙の領収書を受領して内容を他人が記載する行為は、文書の偽造に当たるので、適正な領収書が添付されておらず、適正な処理が行われていない。</p> <p>② フローリッシュいわさき(株)の代表者は、元帳や伝票に基づいて、領収書記載の金額に見合う品物が納入されていることを説明する責任がある。</p> <p>③ 茶菓を出していた集会の性質、納入の事実等の説明がなされなければ、横領等の犯罪を構成する可能性がある。</p>
切手購入に係る支出	<p>① 100万円以上の切手を購入することは、一般に、店に100万円以上の切手の在庫はないため疑問がある。同じ日に2回に分けて購入した理由も明らかではない。</p> <p>② 岩谷英雄議員が送付した自由民主党議員団の活動報告書が政務活動報告書に該当するかどうかの検証が必要であり、自由民主党の政治活動に該当するのであれば、政務活動費からの支出はできない。</p>
人件費に係る支出	<p>① 政務調査補助職員の人員が7名と突出して多く、後援会活動や選挙活動のための要員に係る人件費の支出との区別がつかない。政務調査補助職員等の案分率が65～50%充当となっている根拠が示されていない。</p> <p>② 調査補助と集会案内の業務は異なっており、後援会活動や選挙活動とは区別された集会が仮に存在した場合であっても、集会案内要員は手引に記載されていないから充当できない。</p>

ウ 梶谷忠修議員

切手購入に係る支出	<p>① 平成25年10月25日に6か所の郵便局で料金別納郵便及び切手を大量購入している。選挙区内の郵便局の売上貢献であれば、選挙活動の一環である。</p> <p>② 料金別納郵便の支払い時に切手で支払っているが、切手購入時の領収書と料金別納郵便利用時の領収書が2度利用され、二重に政務活動費が支出されている可能性がある。</p> <p>③ 議員の県政報告は、政務活動に関係のない一般の議員活動である県議会の質問や、委員会審査の状況報告等に政務活動費を支出している。</p> <p>④ 25年度に25万5,000円の切手を購入した記録はなく、支払いにあてた切手の出所が不明である。</p>
講演会に係る支出	<p>講師交通費と会場代金を支出しているが、政務調査活動に適合する内容か疑義がある支出である。</p>

エ 原吉三議員

切手購入に係る支出	<p>① 県政報告紙郵送切手代として大量の切手を購入しており、報道機関に対して議員は、購入した切手を貼って県政報告を郵送したと説明していたが、平成26年8月28日に神戸市北区の住民に後援会から届いた郵便物は料金別納郵便を利用したもので、切手を貼っていなかった。料金別納郵便を利用しているのであれば、大量に買った切手はどこへいったのかが不明である。</p> <p>② 議員の県政レポートの内容は調査研究と関係のないプロフィールやあいさつ、議員活動に関わるものばかりで、西宮市議会の基準では政務活動費を充当できない。また、送付物（「平成26年度版はい、県議会です。」「臨時給付金をご存じですか?」「兵庫県民の幸せのために取り組んでいること。」）は、政務活動費と関係ないもので政務活動費からの支出はできない。</p>
-----------	---

オ 水田裕一郎議員

切手購入に係る支出	<p>① 自らが代表者を務める会社から大量に切手を購入し、極めて不適切な支出である。</p> <p>② 年度末に送付する切手を毎年10回に分けて購入する合理的理由がない。</p> <p>③ 現在70万円分が在庫として保管していると報道されているが、郵送に必要な切手だけを購入するのが適正な支出といえ、不必要な切手が余れば、在庫にするという利用方法は政務活動費の支出において予定されていない。</p> <p>2011年度に240万円、2012年度に280万円の切手を大量購入しているが、2013年度の発送料からすると2011年度末に80万円、2012年度末に120万円、合計270万円分の切手が使われずに余っていることになるため、現在残っている切手を全額返還すべきである。</p>
-----------	---

カ 釜谷研造議員

切手購入に係る支出	<p>① 議員が切手を購入した店において販売していない切手の単価が領収書に記載されており、議員は、購入した切手は30円、50円、80円の切手で200円になるよう店側に任せていると、報道機関に説明しているが、調査すべきである。</p> <p>② 「はい、県議会です」「軍師官兵衛特別展」「あいたい兵庫」を同封する郵便物に政務活動費を充当することはできない。</p>
-----------	---

キ 三戸政和元議員

車両リース代、広報紙印刷代等及び事務機器利用費に係る支出並びに宿泊代に係る支出	<p>① 車両リース代、広報紙印刷代等及び事務機器利用費に係る支出について下記のとおり支出の実態がないと思われる。</p> <p>ア 車両リース代は、領収書で「アデックスリース」に支払ったとされているが、「アデックスリース」は、介護施設「うららか」でもあるため、支出の実態がないと思わざるを得ない。</p> <p>イ 告発文でペーパーカンパニーであるとされている「エーピープランニング」は、請求人が現地調査したところ、普通の住宅で印刷設備等もなかった。</p> <p>ウ 請求人が現地調査したところ、「うららか」は通常の介護施設であり、「うららか」に支払った「通信費、コピー機パソコン利</p>
---	---

	<p>用費その他」は、支出の実態がないと思わざるを得ない。</p> <p>② 平成25年7月から平成26年3月までの間に、29回の宿泊費を調査研究費として支出している。特に平成25年8月は9日、同年9月は12日宿泊し、連泊している日も多いため、どのような政務活動であったのか確認が求められる。元議員は、マスコミに対し「色々な人と会っていた」と回答しているが、政務活動費との関係は明らかではない。</p>
--	---

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。
本件措置請求については、理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書（別記1）、請求人の陳述及び陳述時の提出文書（別記2）、議会事務局の陳述及び陳述時の提出文書（別紙）、議会事務局に対する調査等により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 政務活動費の制度について

ア 制度の趣旨

平成12年の自治法の改正により議員の調査活動の基盤を強化し、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として会派又は議員に政務調査費が交付できることとされた。また、平成24年の自治法改正により、従来の調査研究に資する活動では認められていなかった対外的な陳情活動等のための旅費、交通費や会派単体で行う会議に要する経費といったものにも用途が活用できるよう、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」とされ、名称は政務活動費とされた。なお、交付対象、交付額及び交付の方法並びに充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。議員としての活動に含まれない政治活動、選挙活動、後援会活動などの経費は対象とならない。

イ 政務活動費（政務調査費）の判例等における解釈

(7) 平成17年11月10日最高裁判所決定

政務調査費の制度は、（中略）議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保しようとしたものである。

(4) 平成22年4月12日最高裁判所決定

政務調査費の制度は、（中略）議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せて政務調査費の用途の透明性を確保するための手段として（中略）自治法は、その具体的な報告の程度、内容等については、各地方公共団体がその実情に応じて制定する定めに委ねることとしている。

(7) 平成25年1月25日最高裁判所判決

用途基準が調査研究費の内容として定める（中略）経費とは（中略）議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。

(4) 平成25年11月18日福岡地方裁判所判決

議会の役割とは、地方自治体の運営に関わる審議・議決、条例の策定、執行機関の監視など多岐にわたるものであるから、そのための調査研究である政務調査活動も必然的に広範な事項にわたるものとなり、会派等がそのような広範な役割において、十分に役割を果たすためには、会派等の自主性、自立性が尊重されなければならない。このこと

は、平成24年法律第72号による改正において、同改正前の自治法第100条第14項に定める「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められたことにも表れている。

(h) 平成20年9月25日神戸地方裁判所判決（平成21年3月26日大阪高等裁判所判決同旨）

地方議会の審議能力の強化という政務調査費交付制度の趣旨からすると、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自律性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が使途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである。

ウ 本県条例の定め

本県では、兵庫県政務調査費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号）を平成13年4月1日から施行し、自治法が条例で定めるべき事項としている①「交付の対象」、②「交付額」、③「交付の方法」を定めた。平成24年の自治法の改正により、名称が「政務活動費」に改められたことに伴い条例名が兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。以下「条例」という。）となるとともに、自治法が条例で定めるべき事項として追加した④「（政務活動費を）充てることができる経費の範囲」について、「地域の課題のみならず広く県政全般の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、県政に反映させる活動その他の県民福祉の向上及び県勢の発展に必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費」と規定し、さらに条例別表において、経費ごとにその内容が定められた。

なお、この条例別表の定めは、平成24年の自治法改正に伴う条例改正前の兵庫県政務調査費の交付に関する条例では、「議長が別に定める使途基準に基づく経費」と規定し、議長が制定する規程により「使途基準」として経費の内容を定めていたものである。

エ 政務活動費の手引

県議会では、条例で定める事項①「交付の対象」、②「交付額」、③「交付の方法」、④「充てることができる経費の範囲」に係る一連の手続を具体的に進めるマニュアルとして、手引を定めて、各会派及び各議員に示している。そして、手引においては、政務活動費の内容趣旨、具体的な経費及び支出に適しない経費の例示並びに解説を記載し、交付に係る詳細な手続と、経費の計上に当たっての留意事項を定めている。

(2) 本件措置請求に係る監査対象事項の手引の取扱いについて

本件措置請求の内容について、手引には次のように定められている（関係部分を抜粋要約）。

ア 岩谷英雄議員、梶谷忠修議員、原吉三議員、水田裕一郎議員及び釜谷研造議員の切手購入並びに三戸政和元議員の広報紙印刷代等に係る支出

広報広聴費

[内容趣旨]

政務活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費
（広報紙・報告書等印刷費、委託料、送料、交通費等）

[具体的な経費の例示]

- ・ 県政報告紙等印刷費及び郵送料
- ・ 広報紙やホームページ等の作成委託費
- ・ 広報紙やホームページ等を活用し、幅広く県民等から意見を聴取する経費

[支出に適しない経費の例示]

- ・ 政党活動、選挙活動、後援会活動に係る経費（政党ポスター・パンフレット印刷等）

[解説]

県政報告紙に、政党や後援会活動に関する記事等が併せて掲載されている場合は、

県政報告紙の紙面に占める政務活動に係る記事の面積比率等をもとに案分して、政務活動費の所要額を充当する。

イ 加茂忍議員、岩谷英雄議員、梶谷忠修議員の人件費に係る支出

人件費

[内容趣旨]

政務活動を補助する職員を雇用する経費
(給料、手当、社会保険料、賃金等)

[具体的な経費の例示]

- ・ 政務活動補助職員の雇用費
- ・ 事務所連絡職員の雇用費

[支出に適しない経費の例示]

- ・ 政党職員、選挙・後援会職員を雇用する経費
- ・ 私的に使用する職員を雇用する経費

[解説]

I 会派又は議員が、政務活動を補助する職員の雇用に際しては、a、bいずれかにより充当する。

- a 政務活動に従事した時間等による実態に応じた案分
- b 活動割合が不明確な場合は、共通案分率を適用

	第三者の雇用	生計を一にする親族の雇用
事務所に勤務	1 / 2	1 / 2
自宅兼用事務所で勤務	1 / 2	1 / 4

[留意事項]

① 政務活動の補助事務には、政務活動費に係る各種書類の作成、整理、保管に係る事務を含む。

(共通の留意事項：「私事や政党活動、選挙活動、後援会活動と、政務活動が重複する場合は、個々の活動の性格・目的を考慮し、会派や議員の責任により具体的に判断した上で、政務活動に係る所要額のみを計上すること。」)

② 補助職員を雇用する場合は、雇用通知書等により雇用関係を明確にする。なお、雇用関係を明確にする書類として、雇用契約書や政務活動業務勤務実績表等の記載例を参考にすること。

③ 政務活動費で事務職員等を雇用する場合、所得税法、地方税法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、厚生年金法、健康保険法などで定められた手続に留意すること。

II [親族雇用である場合の扱い]

議員が行う政務活動を補助する職員が親族である場合には、「お手盛り」等の疑念を抱かれることのないよう、雇用関係を明確にする書類の整備はもとより、適正な雇用の実態(業務に対する適正な労働の対価が支給されている等)を確保するよう特に注意が必要。

ウ 岩谷英雄議員の茶菓購入及び梶谷忠修議員の講演会に係る支出

会議費

[内容趣旨]

各種会議・住民相談会等に要する経費
(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費、交通費、宿泊費等)

[具体的な経費の例示]

- ・ 地域県政要望会、地域研究会等、地域住民・団体との意見交換会、住民相談会

の開催経費

[支出に適しない経費の例示]

- ・ 政党活動、選挙活動、後援会活動を目的として開催する会議経費
- ・ 親睦、飲食を主目的とする会議経費

[調査研究費（食事代）の解説（研修費、会議費も同様）]

- ① 政務活動のために主催又は参加する会議、研修会、講演会及び意見交換会と一体的に付随する行為として提供される食事であって、かつ、食事代として支払いの区分が可能な場合をいう。
- ② 社会通念上、必要かつ、相当と認められる手段や範囲であることが必要。

[食事代が認められる会議等の類型]

類型	具体例	充当の範囲・上限	その他留意事項
1 会派又は議員が主催する会議等	弁当代	① 他者の分の食事代は提供可 ② 上限は 朝・昼食1,500円 夕食3,000円	① 食事を挟んで会議を行う必要がある等、やむを得ない場合であること。
	茶菓代	① 他者の分の茶菓代は提供可	① 通常程度の経費であること。
2 他者が開催するもの	食事代 会食代 弁当代	① 自己負担分のみ充当可 ② 上限は5,000円	① 通知等により金額、場所等が明確にされていること。 ② 領収書は主催者名のものであること。

[公職選挙法との関係]

会議・会合等を開催する場合の留意点

出席者	通常程度を超える飲食の提供	通常程度の食事		湯茶等通常程度の茶菓の提供
		出席者の実費負担	弁当等の提供	
選挙区内にある者	×	○	×	○
選挙区外にある者	○	○	○	○

エ 三戸政和元議員に係る車両リース代、事務機器利用費及び宿泊代に係る支出

[調査研究費（自動車リース料）の解説]

自動車リース料を政務活動費から支出する場合には、議員の活動の多面的性格や、自動車が他の活動にも使用できる実態を踏まえ、以下のとおり取り扱う。

[充当]

自動車リース料に適用する案分率は、リース車の使用実態に応じ、それぞれ、a、bのいずれかを選択して充当する。

- ① リース車を私的活動と併用して使用する場合
(例：車がリース車1台しかないとき)
 - a 活動実態による充当（ただし、充当率の上限は50%）。
 - b 活動実態が明確に区分できない場合は、共通案分率（1/4）を適用。
- ② リース車を議員活動（政務活動）専用で使用する場合
(例：自家用車と別にリースをする)

- a 活動実態による充当（ただし、充当率の上限は80%。）
 - b 活動実態が明確に区分できない場合は、共通案分率（1／2）を適用。
- [上限]
年間80万円

事務費

[内容趣旨]

政務活動に係る事務の遂行に必要な経費
（事務用品・備品購入費、文書通信費等）

[具体的な経費の例示]

- ・OA機器等リース料

[支出に適しない経費の例示]

- ・政党活動、選挙活動、後援会活動に係る電話代等の諸経費

[解説]

I 事務用品等の諸経費

政党事務所や後援会事務所等と兼ねる場合は、事務用品等の諸経費は、政務活動に係る所要額のみを計上する。

[調査研究費（宿泊代）の解説]

- ① 政務活動に際して発生した宿泊料については、旅費規程を適用した場合を除き、実費支出を原則とする。
- ② 充当の対象は、宿泊料のみとし、食事代は充当することはできない。
ただし、宿泊料に、当該宿泊施設で提供される通常の食事代が含まれる場合で、かつ、食事代を明確に区分することができないときは、全体を宿泊料とみなす。

[上限] 甲地方 16,500円 （一泊につき）

乙地方 14,900円 （一泊につき）

（「特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例」と同額）

オ 政務活動費への充当の仕方（共通事項）

充当の基本原則（充当の考え方）

(1) 実費支出の原則

政務活動費は、会派又は議員の政務活動に要した経費の一部に充当するものであることから、実費（実績）の額に充当することが原則。

(2) 案分による支出

- ① 会派及び議員は専ら政務活動費に係る所要額のみを計上する（それ以外の活動に要した経費を除外する。）必要があるが、会派及び議員の活動は多面的であり、政務活動とそれ以外の活動（議会公務・政党・選挙・後援会・私事）が混在しているケースが多くあり、こうした場合には、全体の額を案分して政務活動費の額を算出せざるを得ない。各自において個別に合理的に説明できる場合はその割合で、それ以外の場合には、共通案分率により充当することができる。
- ② 共通案分率ではなく、個別の案分率を採用する場合には、会派又は議員の責任において、個別の案分率の正当性を客観的に説明できるようにしなければならない。

[案分が適用可能な主な用途項目]

- ・事務所費、事務費、人件費
- ・車リース料、ガソリン代

[共通案分率による充当]

政務活動とそれ以外の活動が混在しており、それらが明確に区分できない場合(合理的に説明できない場合)は、「共通案分率」の考え方により充当する。

① 充当の基本的な考え方

ア 経費の区別

「明確に不適正な経費」は、あらかじめ会派・議員において除外する。

イ 経費の充当

「適正な経費」については、実績を踏まえた充当をし、「適正な経費と不適正な経費が混在している場合」は、次の「共通案分率」により充当する。

② 共通案分率

ア 政務活動及びそれ以外の議員活動が混在する場合

政務活動	それ以外の議員活動
1 / 2	1 / 2

イ 政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合

政務活動	それ以外の議員活動	私的活動
1 / 4	1 / 4	1 / 2

※ 「それ以外の議員活動」とは、政党活動、後援会活動、選挙活動をいう。

- (3) 本件措置請求に係る監査対象事項の経費の支出及び政務活動費の充当の状況について次の判断とともに記述する。

2 判断

(1) 総括

ア 政務活動費制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動等(政務活動)の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する政務活動の費用等の助成を制度化し、併せて政務活動費の使途の透明性を確保しようとしたものである(平成17年11月10日最高裁判所判決参照(上記1(1)イ(ア)))。

議会の役割は、条例の策定、執行機関の監視等多岐にわたるものであり、そのための政務活動も必然的に広範な事項にわたる。その役割を果たすには、会派又は議員の自主性、自立性が尊重されなければならないものである。このため、いかなる手段方法によりいかなる政務活動を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられている(平成25年11月18日福岡地方裁判所判決参照、平成20年9月25日神戸地方裁判所判決参照(上記1(1)イ(エ)及び(オ)))。

イ しかし、調査研究活動等(政務活動)の実施に議員の裁量的判断があるといっても、個々の議員が政務活動として行った行為の経費が政務活動費として認められるには、当該行為の客観的な目的や性質に照らして、議員の議会活動の基礎となる政務活動との間に合理的な関連性が認められる行為に関する経費でなければならないが、これが認められない経費の支出については、裁量を逸脱又は濫用したものとして、違法となる(平成25年1月25日最高裁判所判決参照(上記1(1)イ(ウ)))。

ウ この合理的関連性を有するかどうかの判断基準としては、県議会において政務活動費に充てることができる経費の例示、支出方法等に係る指針として手引が作成されており、手引の記載事項に照らし合わせて、合致するものであれば、条例で定められた「政務活動費を充てることができる経費」に該当する。

エ したがって、本件請求に係る各支出について、①「手引による支出証拠書類等の提出がなされているか」、そして、関係者からの説明や提示された書類等を手引の記載事項と照らし合わせた結果、②「当該支出の事実を否定するに足る事情が認められるかどうか」、さらに、③「手引に示された経費に合致するものと認められるか」を監査の着眼点とした上で、「政務活動費を充てることができる経費」に該当するかどうかを請求人の主張をも

とに判断する。

(2) 監査対象事項に対する個別の判断

監査対象事項に係る違法又は不当とする理由（上記第3の3）について認定した事実及び当該認定した事実に基づいて上記(1)エの監査の着眼点に沿って判断した内容は、次のとおりである。

ア 共通事項1「切手購入に係る支出」

(7) 手引における「広報広聴費」の解釈

条例において「政務活動費を充てるべき経費」として「広報広聴費」を規定しているのは、県民の意思を県政に反映させるため県政の現状等を県民に伝えることが必要であるからであり、手引では、送付する広報紙等の内容、その作成及び送付の時期や方法等について特に制限がなく、各議員の自主的な判断で政務活動たる広報広聴活動が行われることが予定されている。

このため、議員が作成する活動報告書のほか議会の広報紙や各会派の提言、県当局の施策に関する広報物や説明資料の送付に係る経費についても、政務活動費の充当の対象となると認められ、手引では「県政報告紙等印刷費及び郵送料」が示されており、切手代が議員作成の活動報告書などの送付に係る経費である場合には、充当の対象となる。ただし、手引では、政務活動費を充当することが適当ではない活動（政党活動、後援会活動、選挙活動）に係る記事が含まれている場合には面積比率により案分することとしており、切手代についても、当該比率により案分することとなる。

(4) 「切手購入に係る支出」に係る共通判断事項

手引では、政務活動費を充当した切手について、年度を越えて使用することを制限していない。本県と同様に年度を越えて使用することを制限していない都道府県があること、また、「議員の調査研究活動等は、その性質上、必ずしも年度ごとに完結するものばかりではなく、むしろ、その任期中継続的に行われるものと考えられるから、ある年度に行われた活動について、住民に報告等をするのが翌年度以降に渡る場合も当然あるものと想定される」とする裁判例（平成16年11月9日青森地方裁判所判決）があることからすると、年度を越えて使用することのみをもって、直ちに違法又は不当ということとはできない。

(7) 「切手購入に係る支出」に係る議員個々の判断事項

上記第3の3(2)個別事項のうち、「切手購入に係る支出」について、上記(4)の共通判断事項以外の議員個々の判断事項は、次のとおりである。

a 岩谷英雄議員（第3の3(2)イ「切手購入に係る支出」）

認定した事実	<p>① 請求人の違法不当理由①（切手購入の経過に疑問がある。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>議員自身でチケットショップの本社に電話し購入申込を行った。多額の切手購入のため、店側が切手の調達に時間を要した。店側の切手が確保され、受渡しの日が議員の登庁日であったことから、神戸の店での受渡しとなった。</p> <p>領収書が2回に分けられたのは、店側の都合によるものであり、議員が関与したものではない。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（送付物が政治活動に係るものではないか。）について、議員が送付した文書は、兵庫県議会自由民主党議員団の活動報告書であり、その内容は、「会派県外視察の報告」、「総務部会（地方分権推進に係る報告）」、「文教部会（教育再生にかかる報告）」等である。</p>
	<p>上記認定した事実①について、手引では、切手の購入先やその方法は特に制限されておらず、また、購入した切手の各領収書の記載内容、送付し</p>

判断	<p>た文書その他説明に当たって提示された資料を照らし合わせれば、議員の説明に不自然なところはなく、他に議員の説明に反する事情も認められない。</p> <p>上記認定した事実②のとおり、議員が送付した「兵庫県議会自由民主党議員団の活動報告書」は、県議会の会派である自由民主党議員団が発行したもので、その内容は県議会の会派としての自由民主党議員団の政務活動を報告書としてまとめたものであり、政党としての自由民主党の政治活動を内容としたものと評価できない。</p>
----	--

b 梶谷忠修議員（第3の3(2)ウ「切手購入に係る支出」）

認定した事実	<p>① 請求人の違法不当理由①（切手購入は選挙活動の一環である。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>身近で便利な地元の郵便局を利用したのは、地域の小さな郵便局の統廃合防止の一助とし、地域への貢献や地域活性化を目的としたもので、選挙活動ではない。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（二重に政務活動費が支出されているのではないか。）について、別納制度において切手による料金納付も制度として認められている。収支報告書では、別納料金納付費用から切手代は明確に除かれており、二重に充当した事実はない。</p> <p>③ 請求人の違法不当理由③（送付物が違法不当ではないか。）について、議員が送付した県政報告の紙面で除外すべき部分は、選挙関係記事等紙面全体の5%弱であり、充当率95%の範囲内である。</p> <p>④ 請求人の違法不当理由④（支払いにあてた切手の出所が不明である。）について、平成25年10月25日に購入した20万円分の切手と平成25年3月29日に購入した5万3,000円分の切手を使用し、残りの2,000円分は議員が私費で購入した切手を使用している。</p>
判断	<p>上記認定した事実①について、手引では、切手の購入先やその方法は特に制限されておらず、また、購入した領収書の記載内容等に照らし合わせても議員の説明に不自然なところはなく、他にこれに反する事情も認められないから、選挙活動のためとまでは認められない。</p> <p>上記認定した事実②、③及び④のとおり、購入した切手の領収書、議員が送付した文書その他議員が提示した説明資料を照らし合わせたところ、請求人が違法不当理由として主張するような事実は認められない。</p>

c 原吉三議員（第3の3(2)エ「切手購入に係る支出」）

認定した事実	<p>① 請求人の違法不当理由①（別納郵便により使用していないことになる切手が不明となっている。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>当初は、平成25年度末に購入した切手を貼付して県政報告を発送する予定であったが、今回のことを機に、その手法はとりやめた。</p> <p>平成25年度末購入の切手を使用して平成26年8月27日及び同年9月26日に料金別納により県政報告を発送し、購入済みの切手は全て使用した。料金別納に切手を使用したことが分かる領収書もある。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（送付物が違法不当ではないか。）について、県政報告の紙面で除外すべき部分は、政党関係記事等紙面全体の4%弱であり、充当率95%の範囲内である。請求人が指摘する送付物は、そのいずれもが、県政広報のための資料である。</p>
	<p>上記認定した事実①について、手引では、送料の支払方法は特に制限さ</p>

判 断	<p>れておらず、また、購入した切手の領収書、議員が提示した当該切手を使用した料金別納の領収書、その他説明に当たって提示された資料を照らし合わせれば、議員の説明に不自然なところはなく、他に議員の説明に反する事情も認められない。</p> <p>上記認定した事実②のとおり、手引に沿った案分率を適用しており、送付物は手引において政務活動費を充当することができることとされている県の施策に関する広報物等に当たるものである。</p>
--------	--

d 水田裕一郎議員（第3の3(2)オ「切手購入に係る支出」）

認 定 し た 事 実	<p>① 請求人の違法不当理由①（議員自らが代表者を務める会社から切手を購入することは不適切である。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>議員が代表者を務める飾磨海運(株)は、近隣に郵便局がないため日本郵便(株)から委託を受けた販売所として切手を販売しており、仕入れ、販売とも券面額どおりで、取扱手数料としての適正な収入があるにすぎない。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（年度末に送付する切手を年間10回に分けて購入することに合理的理由がない。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>議員の県政報告については、年度末前後の一時に大量の送付を行うことを計画していたところ、送料も一時に多額になることから、四半期ごと4回に分けて交付される政務活動費の支出を平準化するために、回数を分けて購入したものである。</p> <p>③ 請求人の違法不当理由③（切手が余れば在庫しており、270万円もの切手が使われていない。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>切手の未使用残が発生していることについては、計画していた報告書の発行及び送付が、当初計画どおりの時期に実施できなかったためであり、平成26年度においては未使用残分を考慮して切手の購入をとりやめ、平成26年10月31日に発送を終えて未使用残はなくなった。</p>
判 断	<p>認定した事実①について、手引では、切手の購入先やその方法は特に制限されておらず、また、議員の説明内容に反する事情も認められず、請求人が主張するような不適切な取引があったとまで認めることはできない。</p> <p>認定した事実②について、手引では、報告書の作成及び送付の時期は議員の判断に委ねられている。報告書等の送付に要する切手の購入先及びその方法についても、購入した切手の各領収書の記載内容、送付した文書その他説明に当たって提示された資料を照らし合わせれば、議員の説明内容に不自然なところは認められず、他に議員の説明に反する事情も認められない。</p> <p>認定した事実③について、送付した報告書その他説明に当たって提示された報告書の発送に係る資料を照らし合わせれば、議員の説明内容に不自然なところは認められず、他に議員の説明に反する事情も認められない。</p>

e 釜谷研造議員（第3の3(2)カ「切手購入に係る支出」）

認 定	<p>① 請求人の違法不当理由①（切手を購入した店では販売していない切手の単価が領収書に記載されている。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>チケットショップの領収書のただし書については、事務所であらかじめ整理していた当初購入予定額を事務所職員がメモ書きしたものであ</p>
--------	---

<p>した事実</p>	<p>り、収入印紙を購入した事実はない。 また、実際に購入した切手と内訳は異なるものの、領収書の金額欄は実際に購入した金額の内数の金額が記載されており、かつその金額で政務活動費を充当していることから、領収書としての効力には問題はない。 ② 請求人の違法不当理由②（送付物が違法不当ではないか。）について、議員の送付したものは、「はい、県議会です。」、「あいたい兵庫」、「軍師官兵衛特別展」の案内チラシなど県政広報のための資料である。</p>
<p>判断</p>	<p>上記認定した事実①について、手引では、切手の購入先及びその方法は制限されておらず、また、領収書の一部に誤解を招く記載があるものの、領収書等の記載内容や送付物、その他説明に当たって提示された関係資料を照らし合わせれば、議員の説明に不自然なところはなく、議員の説明に反する事情も認められない。 上記認定した事実②のとおり、送付物は手引において政務活動費を充当することができるかとされている県の施策に関する広報物等に当たるものである。</p>

イ 共通事項 2 「人件費に係る支出」

(7) 手引における「人件費」の解釈

条例では、「政務活動費を充てるべき経費」として「会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費」を規定し、政務活動を十全とするため補助する職員を雇用することを認めている。また、議員の政務活動を補助する職員を雇用する経費の対象となる業務も様々なものがあることから、どのような業務に従事させるか、どのような雇用条件とするか、何人を雇用するかなどは、議員の活動内容によって異なるため、議員の判断に委ねられている。

ただし、手引では、議員の活動には政党や後援会活動といった様々な面があり、これら支出に適しない活動に係る業務に従事することも考えられることから、その場合には、業務内容の割合に応じた案分によって所要額を充当できることとしている。

(4) 「人件費に係る支出」に係る共通判断事項

手引では、親族雇用について制限を設けていない。本県と同様に親族雇用に対する制限を設けていない都道府県があること、また、親族雇用のみを理由としてこれを違法とする判例や裁判例も特に見当たらないことからすると、適正な勤務実態に対する適正な対価が支給されている限り、親族雇用のみをもって違法又は不当とまでいうことはできない。

(7) 「人件費に係る支出」に係る議員個々の判断事項

上記第3の3(2)個別事項のうち、「人件費に係る支出」について、上記(4)の共通判断事項以外の議員個々の判断事項は、次のとおりである。

a 加茂忍議員（第3の3(2)ア「人件費に係る支出」）

<p>認定した事実</p>	<p>① 請求人の違法不当理由①（後援会又は選挙事務所の連絡職員であるか、政務活動との関連が不明である。）について、次のとおり議員の説明があった。 ア 政務調査補助員は「政務調査に係る調査補助及び後援会関係事務」に、パートは「連絡事務、資料整理、広報作成補助、事務用品購入等」に従事しており、両者とも自宅外の事務所で勤務しているため手引の共通案分率50%を適用している。 イ 政務調査運転手は、政務活動に係る運転用務のため雇用したものであるが、その用務が必ずしも政務活動に限定されていない場合もあったことから100%充当を50%充当に訂正し差額を返還した。 ウ いずれの職員とも雇用契約を締結している。</p>
---------------	--

	② 請求人の違法不当理由②（振込書の控えだけでは支出目的が不明である。）について、手引には、領収書と同等の証拠書類として「振込通知書」の記載があり、収支報告書の備考には受取人が議員の政務調査補助員との補足説明が記載されている。
判断	<p>上記認定した事実①について、手引では、どのような業務に従事させるため補助する職員を雇用するかは議員の判断に委ねられており、また、自動車運転業務に携わる職員に係る人件費も対象と認められている。領収書等の記載内容、説明に当たって提示された雇用契約書等の資料から、議員の説明に不自然なところはなく、他に説明に反する事情も認められない。</p> <p>上記認定した事実②のとおり、銀行振込の控えが添付された収支報告書には、受取人が政務調査補助員との補足説明もあり、手引に記載されている「振込通知書」として領収書と同等の証拠書類であると認められる。</p>

b 岩谷英雄議員（第3の3(2)イ「人件費に係る支出」）

認定した事実	<p>① 請求人の違法不当理由①（人員が多く、後援会活動との区別がつかず、案分率の根拠がない。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>ア 政務活動費を人件費に充当している職員7名は、政務活動補助職員が2名、政務活動として行っている集会の案内を主な政務活動補助業務とする集会案内要員が5名であり、7名は常時従事している勤務形態ではない。</p> <p>イ 政務活動補助職員及び集会案内要員は、政務活動用務のほか、政務活動用務以外の用務も行っており、政務活動補助職員は政務活動への従事割合の実態から政務調査費の充当を65%とし、集会案内要員は政務調査費の充当を共通案分率の50%としたものである。</p> <p>ウ いずれの職員とも雇用契約を締結している。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（集会案内要員は手引に記載されていない。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>集会案内要員が従事する「集会」は、議員の県政報告、地域からの要望の聞き取り等を目的に、月2回以上を基本に開催している。</p> <p>集会案内要員は、この集会の業務を補助しており、具体的には、校区単位の案内状の作成、送付、当日の参加者名簿作成、受付、やりとりの記録等に従事している。</p>
判断	<p>上記認定した事実①及び②について、手引では、補助職員を何人雇用するか、また、どのような業務に従事させるため補助する職員を雇用するかは、議員の判断に委ねられており、集会等の開催に携わる職員に係る人件費も対象と認められている。領収書等の記載内容、説明に当たって提示された職員の雇用契約書、職員が従事した当該集会の案内の内容等の資料から、議員の説明に不自然なところはなく、他に説明に反する事情も認められない。</p>

ウ その他の支出についての判断

上記ア及びイの共通事項に係るもの以外の請求事項について、認定した事実とその判断は、次のとおりである。

a 岩谷英雄議員（第3の3(2)イ「茶菓購入に係る支出」）

	<p>① 請求人の違法不当理由①（適正な領収書が添付されていない。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>弁護士からは、通説及び判例によると、領収書は私文書であり、私文</p>
--	---

認定した事実	<p>書の偽造とは「作成権限のない者が他者の名義を冒用して文書を作成する場合」をいい、作成権限者の指示、承諾の上で作成された文書は、作成権限者自身が現実に作成しなくとも、「偽造」には当たらない。</p> <p>本件についてみると、各業者の指示のもと作成されたのであれば、業者が実際に作成しなくても「偽造」とはならないとの見解が示されている。</p> <p>当該弁護士の見解は、議会事務局も妥当なものと考えている。</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（領収書記載の品物が納入されているか。）について、次のとおり議員の説明があった。</p> <p>フローリッシュいわさき(株)の代表者から議員あてに各月ごとに発行された納品書が提示され、その内容は全て茶菓類であった。</p> <p>③ 請求人の違法不当理由③（茶菓を出していた集会の性質等が説明されていない。）について、議員が開催している茶菓を提供した「集会」は、議員の県政報告、地域からの要望の聞き取り等を行っているもので、月2回開催しており、その状況も記録されている。</p> <p>なお、フローリッシュいわさき(株)からの購入に係る参加者1人1回当たりの茶菓代は275円であり、共通案分率50%を適用して138円を充当している。</p>
判断	<p>上記認定した事実①について、手引では、政務活動のために主催した要望会等の集会に社会通念上必要かつ相当と認められる範囲で参加者に茶菓の提供に係る経費は対象として認められている。領収書が偽造に当たるか否かはおくとして、上記認定した事実②及び③のとおり、提示された納品書、集会の開催状況、参加者数等の状況を照らし合わせれば、茶菓の購入及びその提供が手引に沿ったものと認められ、他にこれらを否定するに足る事情は認められない。</p>

b 梶谷忠修議員（第3の3(2)ウ「講演会に係る支出」）

認定した事実	<p>請求人の違法不当理由（講演会の内容が政務活動に適合するのか。）について、当該講演会の資料の提示を受けた。</p> <p>内容を確認したところ、当日に梶谷忠修議員の「県政報告」、次に鴻池参議院議員の「国政報告」、最後に、青山繁晴氏による「講演」が行われ、鴻池参議院議員の報告は国民生活と経済の関係を、青山氏の講演は但馬沖のメタンハイドレートについて説明したものであり、県勢の発展に必要な報告及び講演として、梶谷忠修議員が同議員の県政報告会で企画実施したものであった。</p>
判断	<p>上記認定した事実のとおり、手引では、政務活動に係る各種会議の開催経費として、その講師の交通費もその対象と認められている。領収書の記載内容及び提示された会議資料を照らし合わせれば、手引で例示された支出に適しない経費に当たるものと認めることはできない。</p>

c 三戸政和元議員（第3の3(2)キ「車両リース代、広報紙印刷代等及び事務機器利用費に係る支出並びに宿泊代に係る支出」）

	<p>① 請求人の違法不当理由①（実態のない支出との疑念がある。）について、次のとおり元議員の説明等があった。</p> <p>ア 「アデックスリース」は「(株)デイサービスセンターうららか」の一内部部門「介護保険事業部アデックス」であり、契約時に「アデックスリース」としての法人設立を視野に入れて事業を始めたタイミン</p>
--	--

認定した事実	<p>グであったので、契約書や領収書は「アデックスリース」が相手先となっている。</p> <p>イ 「エーピープランニング」は自宅に印刷機を置く業務形態ではなく、文章構成、デザイン、印刷、折込み、ポスティングの一連の業務を統括する元請けとして行っている個人事業者の屋号である。</p> <p>ウ 元議員が正式な事務所を設立するまでの間、「(株)デイサービスセンターうららか」本店の机などを借りながら、県会議員としての事務作業（政務活動や政務活動費の会計処理など）や書類の保管をさせてもらっていた。</p> <p>エ 元議員から次の関係書類の提示を受けた。</p> <p>a 「(株)デイサービスセンターうららかアデックスリース (adex)」と元議員との自動車賃貸借契約書等</p> <p>b 「エーピープランニング」を屋号とする個人事業主登録証明書の写し</p> <p>c 「エーピープランニング」に元議員が発注した県政報告書の写し等</p> <p>d 「(株)デイサービスセンターうららか」と元議員との事務所利用契約書の写し</p> <p>② 請求人の違法不当理由②（神戸での頻繁な宿泊がある。）について、次のとおり元議員の説明等があった。</p> <p>神戸での宿泊を伴った政務活動は、議員としての幅広い分野での政治的活動、要請、陳情などが内容であるため、自主点検により、対象費目を調査活動費から要請陳情等活動費に訂正した。</p> <p>また、神戸での宿泊は、長時間に及ぶ会合等の後、その内容を整理したり、翌日の業務の効率性等を考えたものであるが、その会合の内容を再確認すると、私的な部分まで及んでいるとも言えるので、これも自主点検により、政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合の共通案分率25%を適用することが手引に沿ったものと判断し、過充当となっている差額分を返還することとした。</p> <p>※ 手引においては、要請陳情等活動費について、次のとおり定めている。</p> <p>[内容趣旨] 要請陳情活動、住民相談等の政務活動に要する経費 (交通費、宿泊費、資料印刷費等)</p> <p>[具体的な経費の例示] ・ 県民等からの個別相談に要する経費</p> <p>[支出に適しない経費の例示] ・ 政党活動、選挙活動に係る要請陳情活動</p>
判断	<p>上記認定した事実①のとおり、手引では、調査研究費として自動車リース代、広報広聴費として広報紙印刷代等及び事務費として事務機器の利用に係る経費がそれぞれ認められている。領収書の記載内容及び元議員から提示を受けた上記① a の書類から「アデックスリース」が車両リース業を行っている「(株)デイサービスセンターうららか」の一部門であること、上記① b 及び c の書類から「エーピープランニング」が実在する事業者であり、元議員が発注した広報紙の作成等を行っていること、また、上記① d の書類から「(株)デイサービスセンターうららか」と事務機器の使用についての契約があることがそれぞれ認められ、領収書と照らし合わせれば、請求人が摘示している支出を疑わせるに足る事実をいずれも認めることは</p>

できない。

なお、上記認定した事実①に係る1年間の車両リース代への政務活動費の充当額は54万円（50%充当）であり、手引で定める車両リース代の上限額80万円の範囲内である。

上記認定した事実②については、手引では、要請陳情等活動費についての宿泊が認められており、その際、宿泊の原因となる会合や面会等において、その目的に政務活動のみならず、政治活動や私的なものが混在しているときには、共通案分率を適用して充当するのが妥当であるとされている。元議員は手引に沿って対象費目を調査活動費から要請陳情等活動費に訂正し、かつ、共通案分率を25%に訂正したものと認められる。

(3) 結論

上記(1)の着眼点に沿って、上記(2)のとおり監査を実施したところ、①「手引による支出証拠書類等の提出がなされていること」、そして、関係者からの説明や提示された書類等を手引の記載事項と照らし合わせた結果、②「当該支出の事実を否定するに足る事情が認められないこと」、さらに、③「手引に示された経費に合致するものと認められること」から、本件請求事項に係る支出に充当された政務活動費は、いずれも条例に規定する「政務活動費を充てることができる経費」に該当すると認められる。

以上のとおり、請求人が主張する議員6名及び元議員1名が政務活動に要する支出に充当した政務活動費が違法又は不当であるためその返還等を求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

第5 意見

本件住民監査期間中に、会派及び議会事務局の点検による報告書の訂正、政務活動費の返還がなされた。また、本件住民監査請求では、郵送料に充てるための切手の購入とその使用方法や人件費への充当など議員に共通した返還が求められている。これらは、会派又は議員において政務活動費を充てることができる経費に係る具体的な内容の解釈運用を、手引において明確に示して透明性を高めておくべきところ、必ずしも明確になっていなかったことによると思料される。このため、会派又は議員個々の独自の解釈に負うところが多く、結果として議会事務局のチェックも実効あるものになり難かったと思われる。

県民の県議会への信頼を高めるため、本年10月1日に改正、施行された条例等に基づく新たな政務活動費制度においては、会計帳簿、活動報告書などの作成、提出及び公表の義務づけ、領収書の記載事項の明確化、切手購入の限度額の設定と受払簿の整備など、従来の会派又は議員の解釈運用に委ねられていた箇所が多くが明文化された。

今般の見直しにより用途の明確化と公表内容の拡充が図られ、政務活動費の透明性が格段に向上する仕組みに改善されたが、この仕組みが有効に機能するため、議長は改善された仕組みを会派及び議員が適正に運用するよう周知徹底されるとともに、議会事務局の実効あるチェック体制の確立、新たに設置される兵庫県議会政務活動費調査等協議会（いわゆる第三者機関）の活用が不可欠である。また、現在、議会では海外視察や親族雇用の基準づくりの検討が進められているが、今後とも適宜適切に見直しを行うことが必要であり、その際には、県民の意識はもとより社会情勢の変化や他の自治体、判例等の動向に配慮すべきものと考えられる。

これらの点に留意し、透明性の確保に向けた取組みが着実かつ適確に進められ、県民の信頼のもとに、より一層充実した政務活動が展開されることを期待する。

別記1

1 加茂忍議員関連資料

- (1) 政務活動費の手引（平成26年2月17日改定）
- (2) 「【兵庫】加茂忍県議、「政務活動費」で九州へ妻と3泊4日の温泉！職業も隠す」と題する記事が掲載された書面
- (3) 「兵庫県議が政務活動費で妻と九州旅行」と題する記事が掲載された書面
- (4) 「入館者が400万人突破 天草市のキリシタン館」と題する記事が掲載された書面
- (5) 平成26年5月1日「市政だより天草」
- (6) 領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成26年3月分の整理番号（40、41、49、52、48、42、38、39、51、47、43、45、56、59、60、58、57、54、61、63、65、77、95、94、110）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (7) 支払証明書（平成26年3月分）
- (8) 領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成24年6月分の整理番号（44、45）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (9) 「平成24年度政務調査費に係る収支報告書について」と題する平成25年4月19日付けの書面、「平成24年度政務調査費収支報告書」と題する書面及び「(添付様式1)（主たる支出の内訳）」と題する書面
- (10) 領収書等添付様式（使途項目「人件費」）に、平成25年4月分の整理番号（82、79、83、74）、平成25年5月分の整理番号（78、76、77）、平成25年4月分の整理番号（60）、平成25年5月分の整理番号（46）、平成25年6月分の整理番号（73、79、48）及び平成25年7月分の整理番号（57、72、平成25年7月31日付け整理番号のないもの1枚）を付した領収書の写しが添付されている書面、領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成25年8月分の整理番号（86）を付した領収書の写しが添付されている書面、領収書等添付様式（使途項目「人件費」）に、平成25年8月分の整理番号（74、85）及び平成25年9月分の整理番号（57、69）を付した領収書の写しが添付されている書面、領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成25年9月分の整理番号（65）を付した領収書の写しが添付されている書面並びに領収書等添付様式（使途項目「人件費」）に、平成25年10月分の整理番号（92、89、78）、平成25年11月分の整理番号（60、49、58）、平成25年12月分の整理番号（31、30、67、64）、平成26年1月分の整理番号（91、62、95）、平成26年2月分の整理番号（50、60、59、99）及び平成26年3月分の整理番号（87、100）を付した領収書の写しが添付されている書面

2 岩谷英雄議員関連資料

- (1) 「政活費領収書偽造か」、「東京出張日に県庁滞在」と題する記事が掲載された書面
- (2) 領収書等添付様式（使途項目「事務費」）に、平成23年8月分の整理番号（8-13）、平成23年9月分の整理番号（8-8、8-9）、平成23年10月分の整理番号（8-6、8-7、8-8、8-9）、平成23年6月分の整理番号（8-11）及び平成23年11月分の整理番号（8-4、8-5、8-6、8-7）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (3) 領収書等添付様式（使途項目「会議費」）に、平成24年5月分の整理番号（13）、平成24年6月分の整理番号（14）、平成24年7月分の整理番号（14）、平成24年4月分の整理番号（17～19）、平成24年8月分の整理番号（14～16）、平成24年10月分の整理番号（19～21）、平成24年11月分の整理番号（16～18）、平成24年12月分の整理番号（18～20）、平成25年2月分の整理番号（14、15）、平成25年3月分の整理番号（15～18）、平成25年5月分の整理番号（16～18）、平成25年6月分の整理番号（15～17）、平成24年4月分の整理番号（17～19）、平成25年6月分の整理番号（18～20）、平成25年7月分の整理番号（24～27）、平成25年8月分の整理番号（30～32）、平成25年9月分の整理番号（31～34）、平成25年11月分の整理番号（22）、平成25年12月分の整理番号（26）及び平成26年2月分の整理番号（8～10）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (4) 「8月13日の現地調査で明らかとなった事実及び疑惑に関する覚え書き」と題する書面
- (5) 領収書等添付様式（使途項目「人件費」）に、平成25年4月分の整理番号（51～57）、平成25年5月分の整理番号（39～43）、平成25年6月分の整理番号（44～49）、平成25年7月分の整理番号（53～58）、平成25年8月分の整理番号（53～57）、平成25年9月分の整理番号（59～64）、平成25年10月分の整理番号（42～46）、平成25年11月分の整理番号（49～54）、平成25

年12月分の整理番号（61～66）、平成26年1月分の整理番号（57～61）、平成26年2月分の整理番号（29～34）及び平成26年3月分の整理番号（45～51）を付した領収書の写しが添付されている書面

3 梶谷忠修議員関連資料

- (1) 領収書等添付様式（使途項目「広報広聴費」）に、平成25年10月分整理番号（16～19、26、27）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (2) 「北区八多町住民からの匿名の手紙（H26. 8. 16）」とされた書面

4 原吉三議員関連資料

- (1) 「原吉三後援会」と題する書面
- (2) 「原吉三県政レポート」と題する書面
- (3) 「平成26年度版 はい、県議会です。」と題する書面
- (4) 「臨時給付金をご存じですか？」と題する書面
- (5) 「兵庫県民のしあわせのために、取り組んでいること。」と題する書面

5 三戸政和元議員関連資料

- (1) 「告発文」と題する書面と添付資料一式
- (2) 領収書等添付様式（使途項目「広報広聴費」）に、平成25年11月分の整理番号（49）、平成26年1月分の整理番号（2）、平成26年3月分の整理番号（8、35、65）及び平成26年2月分の整理番号（50）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (3) 領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成26年2月分の整理番号（50）、平成26年1月分の整理番号（94）、平成25年12月分の整理番号（42）、平成25年8月分の整理番号（106）、平成25年9月分の整理番号（84）、平成25年10月分の整理番号（74）及び平成25年11月分の整理番号（15）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (4) 領収書等添付様式（使途項目「事務費」）に、平成25年9月分の整理番号（1）、平成25年10月分の整理番号（1）、平成25年11月分の整理番号（2）、平成25年12月分の整理番号（2）、平成26年1月分の整理番号（3）、平成25年4月分の整理番号（1）、平成25年5月分の整理番号（1）、平成25年6月分の整理番号（1）、平成25年7月分の整理番号（1）及び平成25年8月分の整理番号（1）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (5) 領収書等添付様式（使途項目「調査研究費」）に、平成25年7月分の整理番号（29）、平成25年8月分の整理番号（42、47、57、60、68、74、77、86、98）、平成25年9月分の整理番号（12、18、28、35、39、50、52、57、66、67、80）、平成25年11月分の整理番号（10、44）、平成25年12月分の整理番号（4、21、25、69）、平成26年1月分の整理番号（52）及び平成26年3月分の整理番号（20）を付した領収書の写しが添付されている書面

6 栗原一元議員関連資料

- (1) 「野々村だけじゃない！！」と題する書面
- (2) 領収書等添付様式（使途項目「広報費」）に、平成23年10月分の整理番号（20）、平成23年11月分の整理番号（6）、平成25年3月分の整理番号（14、18、20）を付した領収書の写しが添付されている書面
- (3) 領収書等添付様式（使途項目「人件費」）に、平成24年3月分の整理番号（14）を付した領収書の写しが添付されている書面

別記2

「水田議員、釜谷議員の切手大量購入について調査等を求める要望書」と題する書面

別紙

別紙 本件住民監査請求に係る請求人の請求内容及びそれに対する見解

(1) 加茂議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 人件費</p> <p>① 後援会・選挙事務所の連絡職員であれば、違法・不当である。パート代(充当額505,000円)は政務活動との関連が不明。政務調査運転手代(320,000円)が支出される理由はない。</p> <p>② 政務調査補助員の充当には、領収書がなく、振込書だけでは目的が不明。</p>	<p>1 人件費</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないものと考えている。</p> <p>①ア 政務調査補助員は「政務調査に係る調査補助及び後援会関係事務」に、パートは「連絡事務、資料整理、広報作成補助、事務用品購入等」に従事している。</p> <p>両者とも、自宅外の事務所で勤務していることから案分率を手引きに定める50%としている。</p> <p>イ 政務調査運転手は、市域における訪問調査等に際し、議員の補助を行っている。</p> <p>議会における自主点検の結果、政務活動費以外の経費が含まれていることが否定できないとして50%充当に修正のうえ、10月21日に返還済である。</p> <p>② 銀行振込書は、手引で領収書と同等の証拠書類とされている「振込通知書」に類するものである。</p> <p>また、雇用契約書で業務内容を確認しており、雇用目的は適正である。</p>

(2) 岩谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 領収書の正当性について</p> <p>① 正しく作成された領収書を、コピー・改変して新たな領収書を作成した場合、また、白紙の領収書を受領して内容を他人が記載する行為は、文書の偽造にあたるので、適正な処理とは言えないのではないか。</p>	<p>1 領収書の正当性について</p> <p>議員からは、議員の弁護士とも相談の上、次の見解が示された。</p> <p>① 通説・判例によると、領収書は私文書であり、私文書の偽造とは「作成権限のない者が他者の名義を冒用して文書を作成する場合」をいい、作成権限者の指示、承諾の上で作成された文書は、作成権限者自身が現実には作成しなくとも、「偽造」にはあたらない。本件についてみると、各業者の指示の下作成されたのであれば、業者が実際に作成しなくとも「偽造」とはならず、また、業者自身がコピーを元に内容を改変したものであれば、そもそも当該領収書は作成権限者が自ら作成したものである。したがって、「偽造」の問題は生じない。仮に改変は業者以外人間が行ったというものでも、改変時に業者の指示承諾があれば「偽造」にあたらない。</p> <p>議会事務局においても、当該見解を検討したところ、岩谷議員の領収書は適正なものであると考える。</p>

(2) 岩谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>2 会議費（茶菓子代）</p> <p>① フローリッシュいわさき(株)の岩崎氏は、元帳や伝票に基づいて、領収書記載の金額に見合う品物が納入されていることを説明する責任がある。</p> <p>② 3年間で143万円に及ぶ茶菓子代の支出をしてきた集会の性質等の説明がなされなければ、横領等の犯罪を構成する可能性がある。</p>	<p>2 会議費（茶菓子代）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないものと考えている。</p> <p>① フローリッシュいわさき(株)からは、「集会」参加者に対するお茶とお茶菓子を購入している。 菓子の購入は、別途、岩崎氏が示した納品書で確認をした。</p> <p>② 「集会」は、議員の県政報告、地域からの要望の聞き取り等を行っているもので、その内容は、政務活動に資するものである。 お茶及びお茶菓子の購入についても、手引に照らし問題はない。なお、念のために共通案分率50%を用いて充当している。</p>

(2) 岩谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>3 人件費</p> <p>① 政務調査補助職員の人員が7名と突出して多く、後援会活動・選挙活動要員の支出との区別がつかない。</p> <p>② 調査補助と集案内は異質な業務である。一般的な集会（講演会や選挙活動等）とは区別された政務調査報告集案が仮に存在した場合も、集案内要員は「手引き」に記載されていないから充当できない。</p> <p>③ 案分率65～50%充当の根拠がない。</p>	<p>3 人件費</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないものと考えている。</p> <p>① 7人の雇用のうち、補助職員の2人と、集案内要員の5人のうちの2人の計4人は、昼間は事務所に駐在することを基本としている。7人全員が常時出勤しているのではなく、全員を後援会・選挙用務に従事させているのではない。</p> <p>② 集案内業務で対象となる「集会」では、議員の県政報告、地域からの要望の聞き取り等を行っており、月2回以上の開催を基本としている。 集案内要員は、この集会の業務を補助しており、具体的には、校区単位の案内状の作成、送付、当日の参加者名簿作成、受付、やりとりの記録等であり、政務活動に資するものである。</p> <p>③ 補助職員2人(65%)以外は全て共通案分率50%を適用し、補助職員2人についても、政務活動への従事割合の実態から65%としたものである。</p>

(2) 岩谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>4 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>① チケットショップで100万円以上の切手の在庫はなく購入に疑問がある。同じ日に2回に分けて、計1,425,000円の切手を購入した理由が明らかではない。</p> <p>② 岩谷議員が送付した自民党議員団の活動報告書が政務活動報告書に該当するかどうかの検証が必要であり、自民党の政治活動に該当するのであれば、政務活動費の支出はできない。</p>	<p>4 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 議員自身で金券ショップの本社に電話し購入申込を行った。多額の切手購入であるため、調達に時間がかかり、相手方の切手確保の目処がたち、受渡しの日が登庁日であったことから、神戸での受渡しとなった。</p> <p>領収書を2回に分けているのは、相手方の都合によるものであり、議員が関与したものではない。支払った額に対応する適正な領収書である。</p> <p>② 自民党議員団の活動報告書は、「会派県外視察の報告、総務部会（地方分権推進に係る報告）、文教部会（教育再生にかかる報告）、他」を内容としており、これらは、会派としての自民党県議団の政務活動であり、政党としての自民党の政治活動ではない。</p>

(3) 梶谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>① 平成25年10月25日に、6か所の郵便局で切手を購入している。議員が述べているように、選挙区内の郵便局の売上貢献ということなら、選挙活動の一環として不当な支出である。</p> <p>② 料金別納郵便の支払い時に切手で支払っているが、もし、切手購入時の領収書と料金別納郵便利用時の領収書が2度利用されていれば、違法・不当な利用である。</p> <p>③ 梶谷議員の県政報告（2014年1月号）は、政務活動に関係のない一般の議員活動である一般質問や、委員会審査の状況報告等に政務活動費を支出しており、郵送料の95%充当分は、違法・不当な支出である。</p> <p>④ 25年度に255,000円の切手を購入した記録はなく、支払いにあてた切手の出所が不明である。（H23.24にも大量の切手購入をしている）</p>	<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 議員の真意は、身近で便利な地元の郵便局を利用することで、地域の小さな郵便局の統廃合防止の一助とし、地域への貢献・地域活性化を目指すことにあり、選挙活動ではない。</p> <p>② 別納制度においては、切手による料金納付も制度として一般的に認められており、問題はない。</p> <p>また、領収書を2度利用した事実はない。</p> <p>③ 発送の対象となる県政報告（H25.11号が正しい）の紙面で除外すべき部分は、選挙等紙面全体の5%弱で、充当率95%の範囲内におさまっている。</p> <p>④ 別納で使用した切手は、平成25年10月25日に購入したものの2件、それ以前に購入したものの1件であることを、切手使用簿により確認している。</p>

(3) 梶谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>2 会議費（講演会）</p> <p>講師（青山繁晴）交通費として羽田伊丹往復航空料金 57,340 円と県政報告会場代金 149,150 円を支出（いずれも 100%）しているが、政務調査活動に適合する内容か疑義がある支出である。</p>	<p>2 会議費（講演会）</p> <p>議員から提出を受けた、当日の講演会の次第により確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 梶谷議員の「県政報告」、次に鴻池参議院議員の「国政報告」、最後に、青山繁晴氏による「講演」が行われていた。</p> <p>② 県政報告はもとより、鴻池参議院議員の報告は国民生活と経済の関係を、青山氏の講演は但馬沖のメタンハイドレートについてわかりやすく説明したものであり、そのいずれもが県勢の発展に必要な活動であり、政務活動に該当するものである。</p>

(4) 原(吉)議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>① 県政報告紙郵送切手代として大量の切手を購入しており、原議員は、マスコミに対して、購入した切手を貼って県政報告を郵送したと説明していたが、26年8月28日に神戸市北区の住民に原後援会から送られた郵便物は料金別納郵便を利用したもので、切手を貼っていなかった。説明された事実と異なっている。料金別納郵便を利用しているのであれば、大量に買った切手はどこへいったのか不明である。</p> <p>② 県政レポート（原吉三県政レポート平成26年春号）の内容は調査研究と関係のないプロフィールやごあいさつ、議員活動に関わるものばかりで、西宮市の基準では政務活動費を充当できない。また、政務活動費と関係ないもの（「平成26年度版はい、県議会です。」「厚生労働省 臨時給付金をご存じですか？」「兵庫県議会 自由民主党 議員団 兵庫県民の幸せのために取り組んでいること。」？）を同封することに郵送料を支出することもできない。従って、原議員の郵便切手にかかる支出は違法・不当である。</p>	<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 議員からは、「当初は、H25 年度末に購入した切手を貼付して発送する予定であったが、今回の問題が起こったこともあり、その手法はとりやめ、H25 年度末購入済の切手を使用して料金別納により発送した」ことを確認しており、購入済の切手は適正に使用されている。</p> <p>② 県政報告の紙面で除外すべき部分は、政党関係等紙面全体の 4%弱で、充当率 95%の範囲内におさまっている。</p> <p>請求人が指摘する送付物は、そのいずれもが、政務活動や県政に関する政策等、広報広聴活動に要する経費の対象と認められるものである。</p>

(5) 水田議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 広報広聴費（切手購入）</p> <p>① 自らが経営する会社から大量に切手を購入し、極めて不適切な支出である。</p> <p>② 年度末に送付する切手を毎年10回に分けて購入する合理的理由は存在しない。</p> <p>③ 残り70万円分は在庫として保管していると報道されているが、郵送に必要な切手だけを購入するのが適正な支出といえ、不必要な切手が余れば、在庫にするという利用方法は政務活動費の支出において予定されていない。 2011年度に240万円、2012年度に280万円の切手を大量購入しているが、2013年度の発送料からすると2011年度80万円、2012年度120万円、合計270万円分の切手が余っていることになる。現在残っている切手を全額返還すべきである。</p>	<p>1 広報広聴費（切手購入）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 議員が社長を務める飾磨海運(株)は、近隣に郵便局がないため日本郵便(株)から委託を受けた販売所として切手を販売しており、仕入れ、販売とも券面額どおりで、金券ショップのような利益を上げているわけではなく、取扱手数料としての適正な収入があるにすぎない。</p> <p>② 議員の県政報告については、年度末前後の一時に大量の送付を行うことを計画していたところ、送料も一時に多額になることから、四半期ごと4回に分けて交付される政務活動費の支出を平準化するために、回数を分けて購入したものである。</p> <p>③ 切手の未使用残が発生しているのは、計画していた報告書の発行・送付が、当初計画どおりの時期に実施できなかったためであり、平成26年度においては未使用残分を考慮して切手の購入をストップし、平成26年9月には県政報告の発送準備も整い、10月末には発送を終えて未使用残はなくなる見込みである。</p>

(6) 釜谷議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>① チケットショップで聞いたところ、釜谷議員が購入したものは、収入印紙の可能性がある。 当該店で販売していない単価が領収書に記載されており、マスコミ報道における議員の説明（購入した切手は30円、50円、80円で店側に200円になるよう任せている）は根拠が不明である。</p> <p>② 「はい、県議会です」「あいたい兵庫」「軍師官兵衛特別展」を同封する郵便物に政務活動費を充当することはできない。</p>	<p>1 広報広聴費（切手購入・県政報告郵送料）</p> <p>議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 収入印紙を購入した事実はなく、チケットショップの領収書の但し書きについては、事務所であらかじめ整理していた当初購入予定額をメモ書きしたものである。 実際に購入した切手と内訳は異なるものの、領収書の金額欄は実際に購入した金額の内数の金額が記載されており、かつその金額で政務活動費に充当されていることから、領収書としての効力に問題はない。</p> <p>② 「はい、県議会です。」「あいたい兵庫」「軍師官兵衛特別展」の案内チラシなどは、県政の内容を広報するもので、これらの郵送は政務活動に資するものである。</p>

(7) 三戸元議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 調査研究費（自動車リース代）アデックスリース</p> <p>① 告発文によると「アデックスリース」は、居宅介護支援センター「うららか」であるとされており、請求人が現地調査を行ったところ、「うららか」は介護施設であり、支出の実態がないと思わざるを得ない。</p> <p>2 広報広聴費（印刷費）エービープランニング</p> <p>① 告発文によると、「エービープランニング」は、住所や電話番号からも明らかにペーパーカンパニーであるとされている。請求人が調査したところ、県政報告書印刷代等として4件2,169,800円分の同社の領収書が収支報告書に添付されていた。請求人が現地調査を行ったところ、同社の住所は普通の住宅地であり、印刷設備等もないことが判明しており、実態がない支出である。</p>	<p>1 調査研究費（自動車リース代）アデックスリース</p> <p>元議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 「アデックスリース」は「(株) デイサービスセンターうららか介護保険事業部アデックス」である。当時は「アデックスリース」単体で会社登記し、法人設立を視野に入れて事業を始めたタイミングであったので、領収書は、「アデックスリース」として受け取った。</p> <p>また、自動車賃貸借契約書等の証拠物（写し）の提出を受け、取り引き実態があることを確認した。</p> <p>2 広報広聴費（印刷費）エービープランニング</p> <p>元議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 「エービープランニング」は個人事業主の屋号であり、自宅に印刷所がある訳ではなく、文章構成、デザイン、印刷、折込、ポスティングの一連の業務を統括する元請けとしての立場で事業を行っている。</p> <p>また、個人事業主登録証明書、発注した県政報告書、さらに発注した事業の下請け先からの領収書等の証拠物（これらの写し）の提出を受け、取り引きの実態があることを確認した。</p>

(7) 三戸元議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>3 事務費（電話使用料・OA機器リース料）うららか</p> <p>① 請求人が現地調査したところ、「うららか」は通常の介護施設であり、「通信費、コピー機パソコン利用費その他」として一律30,000円の領収書10枚分、300,000円は、支出の実態がないと思わざるを得ない。</p> <p>4 調査研究費（宿泊代）三宮での宿泊</p> <p>① 平成25年7月から平成26年3月までの間に、29回の宿泊費を調査研究費として支出している。特に平成25年8月と9月は連泊しており、どのような政務活動であったのか確認が求められる。三戸元議員は、マスコミに対し「色々な人と会っていた」と回答しているが、政務活動費との関係は明らかではないので、違法・不当な支出に該当する。</p>	<p>3 事務費（電話使用料・OA機器リース料）うららか</p> <p>元議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引に照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 元議員が正式な事務所を設立するまでの間、「(株) デイサービスセンターうららか」本店の机などを借りながら、県会議員としての事務作業（政務活動や政務活動費の会計処理など）や書類の保管をさせてもらっていた。</p> <p>また、事務所利用契約書（写し）の提出を受け、取り引きが実態があることを確認した。</p> <p>4 調査研究費（宿泊代）三宮での宿泊</p> <p>元議員から次のとおりの説明等があった。</p> <p>① 神戸での宿泊を伴った政務活動にあつては、議員活動として幅広い分野での政治的活動、要請、陳情などが内容であるため、充当先費目を調査活動費から要請陳情等活動費へ修正したい。</p> <p>長時間に及ぶ会合の後、その内容を整理したり、翌日の業務の効率性等を考慮して宿泊したものであるが、その会合の内容を考慮すると、私的な部分まで及んでいるとも言えるので、こうした場合を想定した、政務活動、それ以外の議員活動及び私的活動が混在する場合の共通案分率25%を適用し、過充当となっている差額は返還する。</p> <p>元議員の申し出は、条例、手引に照らし適切なものと考えられるので、事務局は、元議員の申し出に沿った対応をとる。</p> <p>平成26年10月22日に収支報告書の訂正及び返納手続きを行い、返納通知書を送付した（返納の確認はまだである。）。</p>

(8) 栗原元議員

請求人の請求内容	請求に対する見解
<p>1 広報広聴費（切手購入）</p> <p>① 平成23年度の政務調査費収支報告書に添付された郵便切手類及び印紙売渡証明書は葉書50円×40枚=2,000円であったものを書き換えて、50円×2,400枚=120,000円にしたものではないか。</p> <p>② 平成23年11月7日付けの葉書1,000枚50,000円の領収書に取扱い郵便局、受領者名の記載がないのは問題である。</p> <p>③ 平成25年3月25日、平成25年3月27日、平成25年3月28日、いずれも岩見簡易郵便局発行の領収書の「栗原一様」という筆跡と、平成24年3月30日付けの政務調査費計上事務専任者のアルバイト代91,800円の（領収書の）「栗原一様」という筆跡が同一であることは不可解である。</p>	<p>1 広報広聴費（切手購入）</p> <p>元議員に確認を行ったところ、次のとおりであり、条例、手引きに照らし問題はないと考えている。</p> <p>① 当初からこの領収書の提出を受けており、書き換えたものではない。</p> <p>② 第013345-06号の発行番号があり、郵便局株式会社が発行した領収書を提出したものである。</p> <p>③ 代金は確実に支払っており、領収書にも領収日付印、担当者名等が記載されている。</p>

まとめ

条例や手引の改正により、今後は、次表のとおり厳格な取り扱いがなされることとなり、今回監査請求のあった大量の切手購入等の問題が発生することはなくなります。

県議会においては、今回の制度改革が真に評価されるものとなるよう、今後とも不断の努力を続け、さらに必要な改革に取り組んでいくことにより、一日も早い信頼回復に努めていきます。

項目	改正前の規定	改正後の規定
領収書の扱い	証拠書類として、領収書やクレジットカード利用明細書等のコピーを提出	具体的な商品名や数量が記載された領収書等原本の提出義務化 クレジットカード明細書について、内容確認ができる売上票等の添付を義務化
領収書が不要となる場合の扱い	自動券売機で購入した電車の切符などについて、本人が作成する「支払証明書」で報告可	領収書が発行されない路線バス代への支払以外、「支払証明書」の使用は不可
切手の大量購入	購入量の制限規定なし	原則、購入不可。受払簿の整備により、1ヶ月当たり1万円未満の購入のみ可
視察調査報告書	海外視察について、視察報告書を作成し、手元に保管 その他の視察については、報告書作成の規定なし	全ての視察調査について、行程、内容、面談相手方等を記載する「活動報告書」の提出を義務化 ※登庁調査や県政報告会開催、研修会参加、業務委託等の活動についても同報告書の提出を義務化
交付方法	前払い方式	議員に対し、（会派からの）精算払い方式へ移行
インターネットによる情報公開	収支報告書の閲覧方法を議会ホームページで紹介	平成26年度分より収支報告書及び会計帳簿を議会ホームページで公開

※上記に加え、①「第三者機関」の設置、②議長調査権の強化、③政務活動費の減額（月50万円→45万円）、④備品の年間総額規制等を実施